

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中西印刷株式会社  
電話 (075) 441-3155

## 目 次

告 示	ページ	公 安 委 員 会	
○介護保険法に基づく指定市町村事務受託 法人の指定 (高齢者支援課) 427		○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	429
○保安林の指定 (丹後広域振興局) ♪		○落札者の決定	431
○道路の区域変更 (中丹西土木事務所) 428			
○道路の供用開始 ( ) ♪			
		正 誤	
		○令和8年1月23日付け京都府公報第682号中	♪
公 告			
○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (山城広域振興局) ♪			

## 告 示

### 京都府告示第369号

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人を次のとおり指定した。

令和8年7月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

事業所の名称及び所在地	指定申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	受託事務の種類	居宅サービス等の提供の有無
一般社団法人京都社会福祉士会 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375 ハートピア京都7階	一般社団法人京都社会福祉士会 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375 ハートピア京都7階 代表理事 千葉 晃央	令 8. 7. 1	照会等事務	無

### 京都府告示第370号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和8年7月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 保安林の所在場所  
与謝郡与謝野町字明石小字釜谷1621、1622、小字鎌

谷7038の4から7038の6まで、7038の9から7038の12まで、小字滝谷7041、7042の1、7042の3、7044の2（次の図に示す部分に限る。）、7045の2、7045の5（次の図に示す部分に限る。）

- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
小字釜谷1621・小字滝谷7041（以上2筆について

て次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、与謝野町役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。)



京都府告示第371号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和8年7月10日から令和8年7月24日まで縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 10 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 429号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福知山市字談小字大田2066から	前	最小 21.5 <sup>m</sup>	228.1 <sup>m</sup>
		最大 40.7	
福知山市字談小字大田1932の1まで	後	最小 24.7	
		最大 63.1	

4 縦覧場所 京都府中丹西土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第372号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和

8年7月10日から令和8年7月24日まで縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 10 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 429号
- 3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
福知山市字談小字大田2066から 福知山市字談小字大田1932の1まで	令和 8 年 7 月 10 日

4 縦覧場所 京都府中丹西土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和 8 年 7 月 10 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
株式会社京都福田  
代表取締役 福田 茂  
京都市伏見区深草フチ町14番地27
- 2 林地開発行為の目的  
土石の採掘（跡地復旧）
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
城陽市富野長谷山1番261ほか（次の図のとおり）
- 4 林地開発行為をしようとする区域の面積  
17.7ヘクタール
- 5 期間
  - (1) 林地開発行為を行う期間  
令和8年10月7日から令和11年10月6日まで
  - (2) 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間  
昭和48年から令和11年10月6日まで
- 6 生活環境に影響が生じるおそれの有無  
有

7 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れ	城陽市富野地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	場内の車両出入口にタイヤ洗い場を設置し、運搬車両の汚れを除去する。 また、必要に応じ、場内の通路部分への散水及び周辺道路の清掃を行う。
交通量の増加	〃	交通混雑及び事故発生を避けるため、運搬車両の運転手に、チラシ及びポスターによる啓発を行い、通行の安全注意を徹底する。
粉じんの発生	〃	粉じん発生のおそれのあるときは、場内に散水を行い、粉じんの飛散を防止する。
濁水の発生	〃	場内排水を、沈砂容量を確保した防災池に集水し、泥分を沈下させた後に場外に排水する。

8 縦覧場所

- (1) 京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課  
宇治市宇治若森7の6
- (2) 京都府農林水産部森の保全推進課  
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- (3) 城陽市まちづくり活性部農政課  
城陽市寺田東ノ口16、17
- (4) 株式会社京都福田  
京都市伏見区深草フチ町14番地27

9 縦覧期間

令和8年7月10日（金）から令和8年8月10日（月）まで

10 意見書の提出期間及び提出先

(1) 提出期間

令和8年7月10日（金）から令和8年8月10日（月）まで

(2) 提出先

〒611-0021 宇治市宇治若森7の6  
京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課  
（「次の図」は、省略し、その図面を8の縦覧場所において縦覧に供する。）

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第109号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による技能検定員審査及び法第99条の3第4項第1号イの規定による教習指導員審査を次のとおり実施する。

令和8年7月10日

京都府公安委員会  
委員長 池 坊 由 紀

1 審査の種類

次の表の左欄に掲げる運転免許の種類に応じ、同表の右欄に掲げる種類の技能検定員審査及び教習指導員審査を行う。

運 転 免 許 の 種 類	審 査 の 種 類	
大 型 自 動 車 免 許	技能検定員審査（大 型）	教習指導員審査（大 型）
中 型 自 動 車 免 許	技能検定員審査（中 型）	教習指導員審査（中 型）

準 中 型 自 動 車 免 許	技能検定員審査(準 中 型)	教習指導員審査(準 中 型)
普 通 自 動 車 免 許	技能検定員審査(普 通)	教習指導員審査(普 通)
大 型 特 殊 自 動 車 免 許	技能検定員審査(大 特)	教習指導員審査(大 特)
大 型 自 動 二 輪 車 免 許	技能検定員審査(大 自 二)	教習指導員審査(大 自 二)
普 通 自 動 二 輪 車 免 許	技能検定員審査(普 自 二)	教習指導員審査(普 自 二)
けん引免許(法第85条第3項のけん引自動車 で同項の重被けん引車をけん引している もの)	技能検定員審査(けん 引)	教習指導員審査(けん 引)
大 型 自 動 車 第 二 種 免 許	技能検定員審査(大型二種)	教習指導員審査(大型二種)
中 型 自 動 車 第 二 種 免 許	技能検定員審査(中型二種)	教習指導員審査(中型二種)
普 通 自 動 車 第 二 種 免 許	技能検定員審査(普通二種)	教習指導員審査(普通二種)

2 審査の内容、期日及び場所

審 査 の 内 容		審 査 の 期 日	審 査 の 場 所
技能検定員審査に係る審査項目のうち技能検定に関する知識	技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第17条又は附則第3条第1項の規定に該当する者については、それぞれの規定に定めるところにより、審査細目についての審査を免除する。	令和8年8月17日(月)、令和8年8月18日(火)、令和8年8月19日(水)、令和8年8月20日(木)及び令和8年8月21日(金)	京都市伏見区羽東師古川町647番地 京都府警察自動車運転免許試験場
教習指導員審査に係る審査項目のうち教習に関する知識			
技能検定員審査に係る審査項目のうち技能検定に関する技能			
教習指導員審査に係る審査項目のうち教習に関する技能			

3 審査の申請手続

(1) 申請の受付期間

令和8年7月21日(火)から令和8年7月31日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。受付時間は、午前9時から午後4時までとする(e-Govによる申請を除く。))とする。

(2) 申請の受付場所

京都市伏見区羽東師古川町647番地 京都府警察本部交通部運転免許試験課(京都府警察自動車運転免許試験場内)

(3) 申請に必要な書類等

ア 技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書

イ 写真(技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書提出の前日6箇月以内に撮影した、無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)1枚

ウ 運転免許証又は免許情報記録個人番号カード(受けようとする種類の技能検定員審査又は教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許に係るもの)

エ 審査細目についての審査を免除される者であることを証する書面(規則第17条又は附則第3条第1項の規定により、審査細目についての審査を免除される者に該当することを証するもの)

(4) 審査手数料及び納付方法

京都府警察手数料徴収条例施行規則(平成12年京都府規則第5号)別表第1に定める額を申請受付時に納付することとし、e-Govにより申請した場合は、納付方法が特に指定された後速やかに納付すること。

4 その他

(1) 技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書は、京都府警察本部交通部運転免許試験課(京都府警察自動車

- 運転免許試験場内)において配布する(e-Govにより申請する場合は、申請項目を入力して申請すること)。
- (2) 審査当日は、運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び筆記用具を持参すること。
  - (3) 審査についての問合せは、京都府警察本部交通部運転免許試験課運転者教育室教習所係(電話075-631-5181(代表)内線453)に行くこと。



京都府警察本部告示第71号

落札者を次のとおり決定した。

令和8年7月10日

京都府警察本部長 吉 越 清 人

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
ヘリコプター「みやこ」耐空証明更新点検整備 一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
京都府警察本部総務部会計課  
京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
- 3 落札者を決定した日  
令和8年5月8日
- 4 落札者の名称及び所在地  
エアロトヨタ株式会社西日本空情支社  
吹田市垂水町三丁目35番31号
- 5 落札金額  
118,800,000円
- 6 契約の方法  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
令和8年3月27日

---

正 誤

---

令和8年1月23日付け京都府公報第682号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正
28	左	上から19	3127の2	3217の2